

新制度施行による要介護認定等の取扱いについて(案)の例 <(1)新規申請>

○新規申請による要介護認定等の処分が申請日より効力を生ずるため、申請日を基準とした。

適用日(例)
平成18年4月1日

新予防給付開始

【新たに介護保険によるサービスを受ける場合】

1) 新規申請:H18/3/1申請

2) 新規申請:H18/4/20申請

【要支援者が新規の要介護認定を受けようとする場合】

<要支援>

3) 新規要介護認定申請:H18/3/1申請

要介護2!

<要介護2>

○現に要支援認定を受けている者が新規の要介護認定を申請する際、申請日が施行日より前の場合は、現行の要介護認定を実施する。
○施行日以降は要支援者は「みなし要介護者」として取扱うため、区分変更としての取扱いとする。

【要支援者が有効期間の満了日の60日前以降に新規の要介護認定を受けようとする場合】

<要支援>

(60日以内)

4) 新規要介護認定申請:H18/1/15申請

要支援!

<要支援>

(60日以内)

5) 新規要介護認定申請:H18/2/10申請

要支援!

<要支援→「みなし要介護」>

<施行規則第35条第4項の規定の取扱いの例>

・有効期間の満了日がH18/3/31の者がH18/1/31からH18/3/31の間に新規要介護認定申請を行った場合、介護認定審査会において「要支援」と判定された場合であっても、施行規則第35条第4項の規定に基づくみなし更新は行わない。

..... : 現在受けている要介護認定等
----- : 新たに受ける要介護認定等
[] : 現行の要介護認定等
[] : 新たな要介護認定等

○ : 申請日
△ : 認定日
◎ : 有効期間満了日

新規申請

新制度施行による要介護認定等の取扱いについて(案)の例 <(2)更新申請>

○更新申請による要介護認定等の処分
が有効期間の満了日の翌日より効力
を生ずるため、
有効期間の満了日の翌日を基準とした。

適用日(例)
平成18年4月1日

新予防給付開始

6) 更新申請: H18/1/10申請

H18/2/28

7) 更新申請: H18/2/15申請

H18/3/31

8) 更新申請: H18/3/18申請

H18/4/30

○適用日をH18/4/1とする、この例では、
有効期間の満了日がH18/3/31以前の者
→現行の要介護認定
有効期間の満了日がH18/4/1以降の者
→新たな要介護認定
となる。

— : 現在受けている要介護認定等
- - - : 新たに受ける要介護認定等
□ : 現行の要介護認定等
◻ : 新たな要介護認定等

○ : 申請日
△ : 認定日
◎ : 有効期間満了日

更新申請

新制度施行による要介護認定等の取扱いについて(案)の例 <(3)区分変更申請>

○区分変更申請による要介護認定等の処分が申請日より効力を生ずるため、申請日を基準とした。

適用日(例)
平成18年4月1日

新予防給付開始

【区分変更申請がなされた場合の基本的な取扱い】

<要介護2>

9) 区分変更申請:H18/3/1申請

要介護3!

<要介護3>

<要介護2>

10) 区分変更申請:H18/4/20申請

要介護3!

<要介護3>

【有効期間の満了日の60日前以降に区分変更申請がなされた場合の取扱い】

<要介護2>

(60日以内)

11) 区分変更申請:H18/1/15申請

要介護2!

(みなし更新適用)

<要介護2>

<要介護2>

(60日以内)

12) 区分変更申請:H18/2/10申請

要介護2!

<施行規則第42条第4項の規定の取扱いの例>

・有効期間の満了日がH18/3/31の者がH18/1/31からH18/3/31の間に区分変更申請を行った場合、介護認定審査会において要介護状態区分に変化がないと判定された場合であっても、施行規則第42条第4項の規定に基づくみなし更新は行わない。

<要介護2>

(60日以内)

13) 区分変更申請:H18/4/10申請

要介護2!

(みなし更新適用)

<要介護2>

..... : 現在受けている要介護認定等

- - - - - : 新たに受ける要介護認定等

□ : 現行の要介護認定等

○ : 新たな要介護認定等

○ : 申請日

△ : 認定日

◎ : 有効期間満了日

区分変更申請